



議案第四十一号

三朝町消防審議会条例の制定について

次のとおり条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年三月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年参月露式日 議案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町消防審議会条例

(設 置)

第一条 三朝町消防団の組織及び運営に関し町長の諮問に応ずるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、三朝町消防審議会を置く。

(所掌事務)

第二条 三朝町消防審議会(以下「審議会」という。)は、次の各号に掲げる事項について諮問に応じ調査審議する。

- 一 三朝町消防団の組織運営に関する事項
 - 二 三朝町消防団の設備資材に関する事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、町長に意見を述べることができらる。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

一 消防団長

二 町議会議員

二人

三 学識経験のある者

三人

3 前項第二号に規定する者については、町議会の推薦する者を委嘱するものとする。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際現に三朝町消防団委員会規程（昭和二十九年三朝町規則第四号）により消防団委員会委員として在任する委員は、この条例第三條第二項の規定に基づき委嘱された審議会の委員とみなす。ただし、その任期は、同条例第四條の規定にかかわらず、昭和四十五年三月三十一日までとする。